

概要版

第3期

湯梨浜町地域福祉計画



平成29年3月

湯梨浜町

1 地域福祉計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

本町では平成 23 年度に第 2 期湯梨浜町地域福祉計画を策定し、住民、地域と行政が協働しながら地域福祉の推進に取り組んできました。

この間、東日本大震災及び熊本地震が発生、また介護保険法の改正、障害者総合支援法、生活困窮者自立支援法の制定など福祉をめぐる情勢は大きく変革しており、福祉ニーズは多様化し、既存のサービス制度では対応しきれなくなっています。

すべての人にとって安心して暮らしやすいまちの実現のためには、生活基盤となる地域社会を再生し、NPO、福祉企業など多様な機関が互いに連携し、協働していくことが不可欠です。複合的な要因を抱えたり、制度の狭間に落ち込んだ人を決して社会から孤立させたり排除することなく包み込み、住民が主体となって、地域の一員として支え合い、つながる社会「支縁社会」を形成することが重要です。

このような社会情勢や法制度等の変化を踏まえ、第 2 期計画の理念や取組みを継承しながら、地域福祉の新たな方向付けを行うため、平成 29 年度から平成 33 年度までを計画期間とする第 3 期湯梨浜町地域福祉計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、第 3 次湯梨浜町総合計画におけるまちづくりの理念に基づき策定された、健康福祉分野の個別計画「子ども・子育て支援事業計画」、「第 6 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」、「第 2 期障がい者計画」、「第 2 次健康ゆりはま 21 計画」「第 2 期福祉のまちづくり計画」との整合を図ります。

また、地域福祉の推進団体である社会福祉協議会が、地域住民や当事者団体の参画を図りながら策定する「第 3 次地域福祉活動計画」とも整合、連携を図ります。

第3次湯梨浜町総合計画 (まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第3期湯梨浜町地域福祉計画

地域福祉を推進する上での共通の理念

(行政・事業者・住民等の役割・協働・福祉サービス利用者の権利、福祉サービスの質、充実度、福祉サービスの開発、住民参画)

地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)

介護保険事業計画・
高齢者福祉計画

障がい者計画

子ども・子育て支援事業計画

健康ゆりはま21計画

福祉のまちづくり計画

地域福祉に関する具体的な施策

福祉サービスの適切な利用の促進

社会福祉を目的とする事業の健全な発達

社会福祉に関する活動への参加促進

教育・環境・防災・建設などとの連携

男女共同参画プラン

あらゆる差別をなくする総合計画

地域防災計画

3 計画期間

この計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。ただし、地域福祉を取り巻く急激な変化に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

2 第3期地域福祉計画の基本構想及び方向性

1 計画の基本理念

障がいや年齢、性別を問わずすべての人が自己肯定感を持って、社会的自立を実現させるためには、まずは住民一人一人が社会的に排除されることがなく、地域社会の一員として尊ばれ、安心感を感じ、互いに自立に向けて支え合うことができるような包括的な地域社会形成が不可欠となってきます。本町では、公的サービス、行政機関などの社会資源を活用しながら、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合うといった住民主体の地域づくりをさらに深化させ、地域共生社会の実現を目指していきます。

さらには、地域社会を支える基盤となる住民が、ここ湯梨浜町に住み続けることができるようにするためには、生活上の安全、安心、健康が永続的に確保されるよう医療、介護、住まい、都市機能、防犯機能などを連携させた「まちづくり」を多面的に推進する必要があります。

本計画では、この考え方をもとに、すべての住民が自分らしく生きることができるように、地域住民を始めとした多様なつながりを再生、創造し、行政と住民が縦系と横系となって紡がれ、きめ細やかで温かい地域社会を織り上げていくことを基本理念とし、その実現に向けた取り組みを推進していきます。

2 計画の基本目標

基本理念の実現に向けた地域福祉のコンセプトに次の4つの目標を掲げ、地域福祉の推進を図っていきます。

1 みんなで支え、共に生きる地域づくり

地域の誰もがお互いの多様性を認め、互いに思いやる心を育み、住民相互に支え合う地域づくりを推進します。また技術や知識、経験を活かして、積極的に地域づくりに参加する人材や団体の育成を図ります。

2 地域福祉を支える体制づくり

住民の主体的な活動の推進や福祉活動の充実を目指し、支援を必要とする人が、より豊かな生活を送るために必要なサービスを安心して利用できる体制の整備を進めます。

3 安心・安全・信頼の地域づくり

高齢者、子どもなどが安心して安全に生活できるよう、地域での防犯体制の確立を目指します。また、高齢者や障がい者、子どもなど多様な特性を持ったす

べての人々の自立を促進するため環境を整え、人にやさしいまちづくりを進めます。

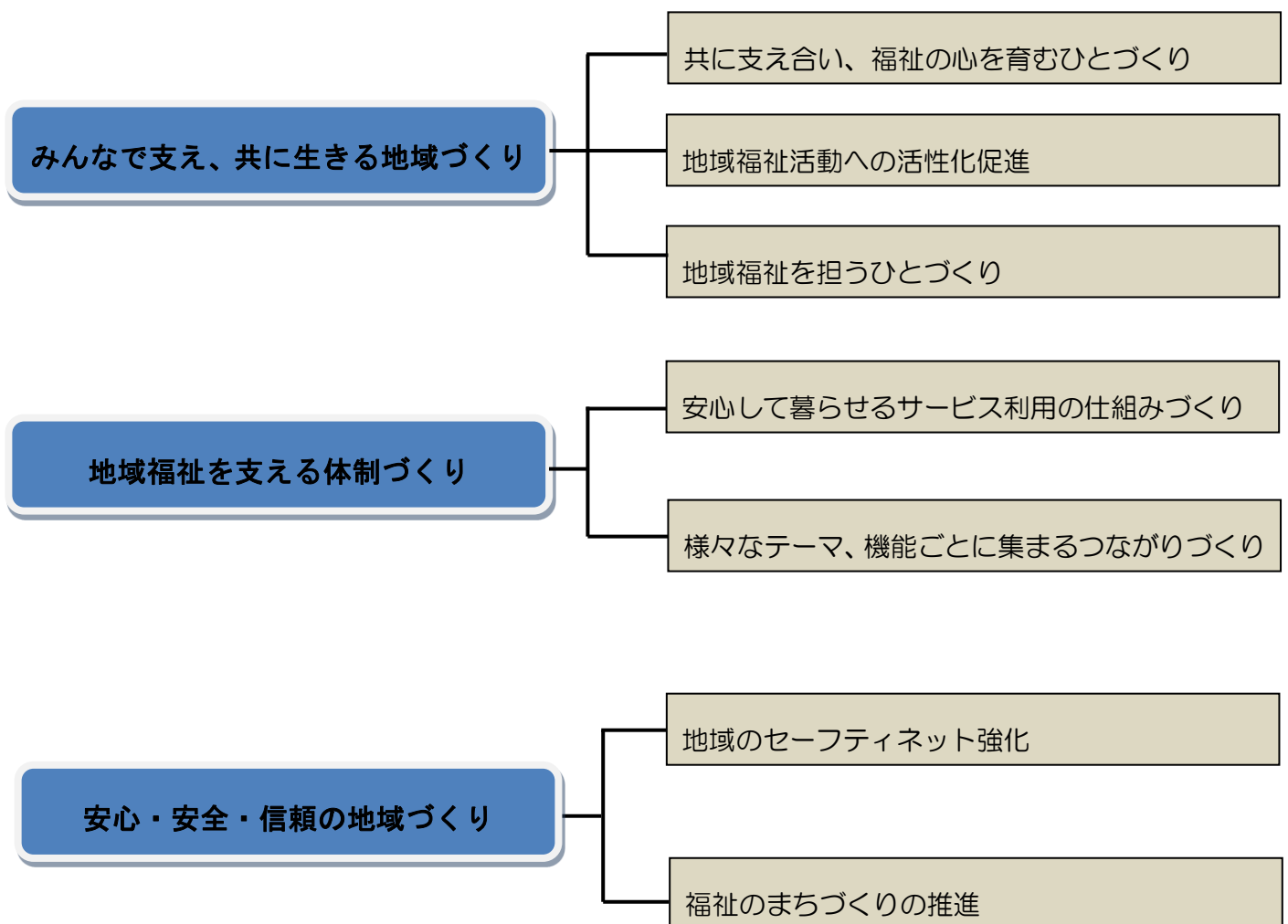
4 災害から命と暮らしを守る地域づくり

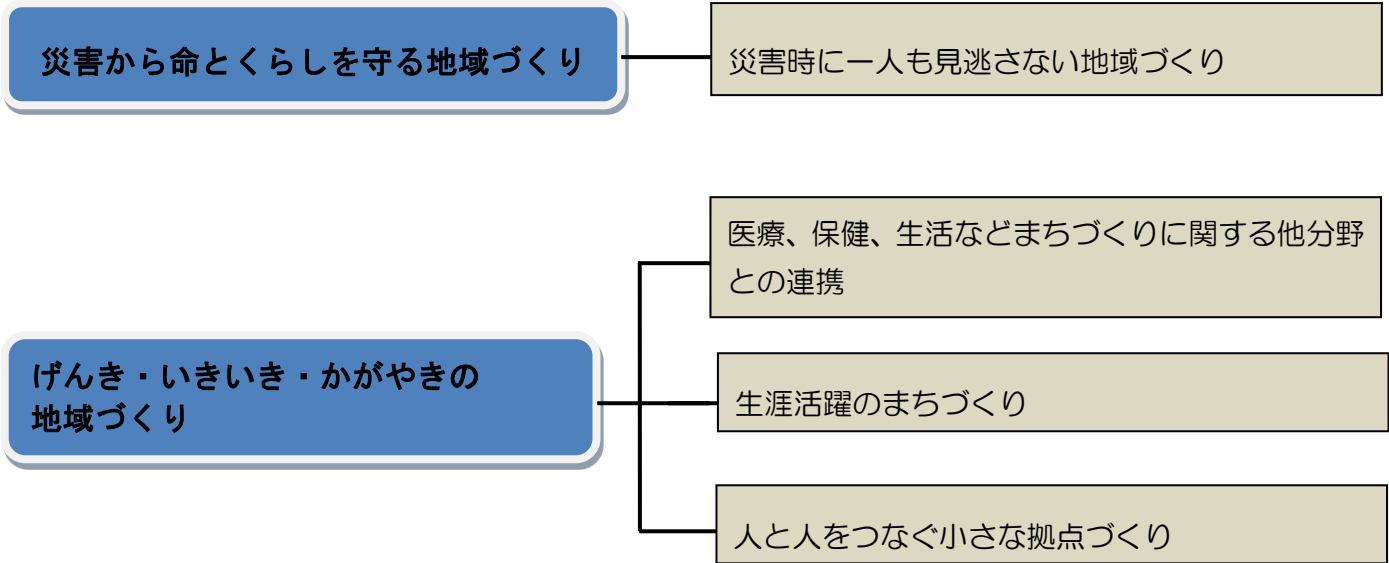
鳥取県中部地震の教訓を踏まえ、地域防災活動や災害時相互支援体制の整備など住民主体の共助による地域防災力を高め、災害に強い地域づくりを目指します。

5 げんき・いきいき・かがやきの地域づくり

住民が健康で生涯活躍ができるまちづくりを推進し、いつでも誰でも集え様々なサービスや地域活動の場をつなぐ拠点を形成し、活力にあふれ魅力的な地域づくりを目指します。

3 計画の体系





4 基本目標、施策の方向性及び施策の展開

① みんなで支え、共に生きる地域づくり

保健福祉会などの地域コミュニティの活性化や、地域福祉におけるキーパーソン）である民生児童委員や愛の輪協力員、福祉推進委員といった「見守り隊」による地域における支え合い体制の推進を行い、みんなで支え、共に生きる地域づくりを目指します。

そして、住民一人ひとりが地域の生活課題を我が事として捉えるような福祉意識の醸成を行い、担い手の裾野の拡大、地域課題の解決力の強化を図ります。

(1) 共に支え合い、福祉の心を育むひとづくり

多様な個性を認め合い、互いを理解して、支え合い、共に生きるという福祉の心の醸成と定着を促進していきます。

【取組名】

- ◎ 人権に関する意識啓発の推進
- ◎ あいサポーター研修、認知症サポーター養成講座の推進
- ◎ 福祉教育、体験学習の推進
- ◎ 地域のニーズ、課題などの把握

(2) 地域福祉活動への活性化促進

地域福祉の向上には地域住民の自発的な福祉活動への参画と参加が重要であり、それによって、福祉に厚みと柔軟性がもたらされることが期待されます。

本町では、社会福祉協議会が自治会に保健福祉会を設置し、地域の支え合い活動を充実するための体制づくりを推進してきました。引き続きこの保健福祉会が主体となり、地域でのサロンの開催や見守り、声掛けなど地域活動の活性化を促進していきます。

【取組名】

- ◎ 保健福祉会の設置、活動支援

(3) 地域福祉を担うひとづくり

住民の福祉課題の内容は多岐多様になっており、今後の地域福祉の推進にあたっては、住民が主体となった「地域力」を活用した環境づくりを進めていくことが不可欠なことから、従来からの民生児童委員、愛の輪協力員、福祉推進委員といった地域福祉の軸となる「見守り隊」を中心とした地域の見守り体制の強化を今後も行っていきます。

さらに、地域での生活課題は暮らしのあらゆる場面で起こり得るものであることから、ボランティアの育成支援や活動の活発化、ボランティアセンターの機能充実を軸とした取り組みを推進し、すべての人々が担い手として、自分の持ち味を生かして支え合うような地域社会の実現を目指します。

【取組名】

- ◎ 「見守り隊」（民生児童委員、愛の輪協力員、福祉推進委員等）の活動支援
- ◎ ボランティアの育成支援
- ◎ 有償ボランティアサービス「助さん」の機能充実
- ◎ NPO法人の育成支援

② 地域福祉を支える体制づくり

少子高齢化社会が進行し、介護保険、障がい者福祉など社会保障制度が大きく変化してきました。生活困窮者問題、児童虐待などの新たな福祉課題や子どもの貧困対策といった福祉、教育、経済などの複合的な困難性を含むケースへ対応するため、相談体制の強化、情報提供の充実を図っていき、適正なサービスの提供に努めていきます。また地域社会の再生と同時に、テーマや機能でつながるコミュニティ形成を支援していきます。

(1) 安心して暮らせるサービス利用の仕組みづくり

既存の社会保障制度や福祉施策では対応できない、複合的な福祉課題や制度の狭間にある福祉ニーズが拡大しています。福祉サービスを必要とする人が安心して自立した生活を送ることができるように、職員の専門性の向上や相談機関の整備、充実を図るとともに、相談窓口の連携を一層強化し、相談者に応じた適切な対応、良質なサービスの提供に努めます。

また、福祉情報を必要とする人が確実に情報を入手できるよう、多様な媒体を介して情報

発信の方法を工夫し、情報提供の充実に努めます。

【取組名】

- ◎相談体制の充実（福祉事務所相談機能のレベルアップ、医療、保健、福祉、教育関係課との連携強化、社協、事業所、専門機関との連携強化）
- ◎情報提供の充実
- ◎生活困窮者自立支援制度事業の促進
- ◎役場職員の福祉意識醸成と地域活動の促進
- ◎権利擁護、成年後見制度の普及
- ◎制度に乗らない生きづらさを抱える人への相談体制の構築（軽度の発達障がい、引きこもり、不登校、ニートなど）
- ◎虐待、DV防止に関する啓発、相談体制の強化

（２）様々なテーマ、機能ごとに集まるつながりづくり

様々なテーマ、機能ごとに集まるつながりづくりと様々なつながりの場を提供し、住民の絆を強化する取り組みを支援します。現代社会においては、個人主義志向の高まりが地域社会の弱体化、さらには社会的孤立といった弊害の要因となっています。地域社会の再生と同時に、地域社会だけでない新しいコミュニティを形成し、重層的でゆるやかなつながりを持つことですべての人々が居場所や役割を確保し、自己肯定感を持って生活できるような社会の実現を目指します。

【取組名】

- ◎当事者会、家族会の運営支援
- ◎多様な属性で集まった団体の育成と運営支援（高齢者クラブ、国際交流協会、母子会等）
- ◎生涯学習活動の充実、公民館活動の推進

③ 安心・安全・信頼の地域づくり

日常時において、子どもや高齢者などが地域社会において、安心、安全に生活できるように住民主体の見守り体制の強化を進めます。

また、高齢者、障がい者、子どもなど多様な個性をもつすべての人が安心、安全で快適に暮らすことができる社会の実現のために、ユニバーサルデザインという概念に立った「福祉のまちづくり」を進めていきます。

（１）地域のセーフティネットの強化

子どもに対する不審者による声掛け・連れ去り事案や、高齢者に対する悪質商法・特殊詐欺など後を絶たない犯罪から、見守りや注意喚起のための声掛け活動や、防犯情報の提供な

ど、地域、ボランティア、関係機関が連携した支援体制の充実を図ります。地域における、日常時において異変を察知する「気づきの目」を養い、増やしていくことで、防犯対策も含めた住民主体の見守り体制の強化を進めていきます。

【取組名】

- ◎消費者被害の予防啓発
- ◎子どもの安全を守る地域活動の推進
- ◎見守り隊（民生児童委員、愛の輪協力員、福祉推進員）などによる見守り活動の推進

（２）福祉のまちづくりの推進

「安心して住みやすいまち」そして「共に支えあい笑顔いっぱいのまち」の実現のために、高齢者、障がい者、子ども、妊産婦などすべての住民の生活に視点を置いた環境整備や、その人の特性に応じた情報伝達やサービス、おもてなしの向上、人的介助支援の情報伝達、また偏見や差別を払拭し、お互いの個性や違いを認め合うような意識醸成を図るというハード、ソフト、ハート面における多面的なユニバーサルデザインの視点に立った事業や施策を展開していきます。

【取組名】

- ◎「福祉のまちづくり計画」進行管理
- ◎ 町内施設、事業所のバリアフリー化の促進
- ◎ 役場職員の福祉意識醸成と接遇の向上
- ◎ 福祉団体によるバリアフリー調査の実施
- ◎ あいサポート運動、認知症サポーター養成の推進
- ◎ 福祉教育、障がい児教育、人権教育の推進

④ 災害から命とくらしを守る地域づくり

平成28年10月21日に発生した鳥取県中部地震の教訓を活かして、地域福祉と地域防災を連携させ、住民が安心して暮らすことができる「災害に強いまち」の実現を目指します。

（１） 災害時に一人も見逃さない地域づくり

近隣住民同士の隣保扶助、地域での見守り、助け合いなどの「共助」力を向上させ、災害時だけでなく普段からさりげなく見守り助け合う地域体制の強化を図っていき、「災害時に一人も見逃さない地域づくり」を推進していきます。

鳥取県中部地震の教訓から、障がい、高齢、疾病、妊婦など一般避難所での生活が困難な避難行動要支援者が速やかに福祉避難所に誘導できるように、協定施設と避難所の設置運営について、事前協議するなど平常時から連携を図ります。併せて、協定を締結した施設に被

害が出るような大規模な災害に対応できるように、町内避難所において、福祉避難所としての機能を強化させます。

また、平常時においても、災害時に備えるために防災知識の普及など地域や学校において防災意識の醸成を図り、誰もが地域で一番身近な集会所に避難できるためにバリアフリー事業の一層の推進を行います。

【取組名】

- ◎災害時における要配慮者等の支援体制の強化
- ◎自主防災組織の育成、機能強化
- ◎防災教育の普及啓発
- ◎避難所のバリアフリー化の推進
- ◎わが町支え愛活動の推進(平成29年度より「地域における災害時の要支援者対策事業」と名称変更予定)

⑤ げんき・いきいき・かがやきの地域づくり

少子高齢化により、本格的な人口減少社会が到来し、人口の維持、増加は最大のテーマであり、持続可能なまちを実現するためには、従来のまちづくりに捉われない福祉、医療、保健、住居、産業振興など他分野との有機的な連携を図ったまちづくりを検討していく必要があります。

本町では「湯梨浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、未来に向けた3つの基本目標「活力ある元気なまち」「安心して暮らせるまち」「町民みんなが創るまち」の実現のために総合的な施策を展開していきます。

(1) 医療、保健、生活などまちづくりに関する他分野との連携

高齢者が住み慣れた地域で安心して、自分らしく生きがいを持って暮らし続けることができるよう介護予防、認知症施策の推進など、自助、共助による「支え愛」の仕組みを推進し、医療・介護・福祉との連携による地域包括ケアシステムの確立を目指します。

また移住定住対策を推進して、地域を支える新たな人材の呼び込みや交流による地域活性化を目指しています。同時に観光分野や子育て支援等の各種施策の充実を図りながら、活力あふれ魅力あるまちづくりを推進していきます。

【取組名】

- ◎地域包括ケアシステムの確立
- ◎鳥取看護大学による「まちの保健室」との連携
- ◎移住定住の推進

(2) 生涯活躍のまちづくり

本町は、人口減少問題に直面する中で、持続可能な地域を構築するため、新たな人の流れを生み出す手段の一つとして「生涯活躍のまち」(CCRC)の構想を打ち出しました。

この構想は、本町の地域特性を生かし、都市圏に住むアクティブシニアが自らの希望に応じて移住し、地域の仕事や社会活動、生涯学習などの活動に積極的に参加し、多世代と交流しながら継続的なケア体制を確保することで、移住定住を一層促進し、地域の活性化を図るものです。

構想の実現に向けて、移住支援に関する取り組みとして、首都圏のアクティブシニアへの積極的・効果的な情報発信、住環境の整備として、サービス付き高齢者住宅や空き家の利活用、コミュニティ機能の付加や活躍の場づくりのため、仕事やグラウンド・ゴルフ、ノルディックウォークなどのスポーツ、文化活動などの生きがいづくりの創設、医療・保健・福祉が一体となった民間との連携強化による地域包括ケアシステムの確立などに取り組みます。

【取組名】

- ◎首都圏のアクティブシニアへの情報発信
- ◎拠点エリアの住環境整備
- ◎拠点エリアのコミュニティ機能の付加
- ◎地域包括ケアシステムの確立

(3) 人と人とを結ぶ小さな拠点づくり

特に過疎化が顕著な中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるような地域形成をする必要があります。

小学校区など複数の集落が集まる地域において、商店・診療所等の生活サービスや地域活動を支えるための仕組みをつくり、人々が集い、交流する機会を広げ、新しい地域社会の再生を目指します。

本町では泊地域をモデルに「小さな拠点づくり事業」を実施し、生活サービスの拠点、住民の地域活動の拠点、地域内の多世代の出会いと交流の拠点、新たな活動や仕事、生きがい広がる拠点など様々な機能を果たす拠点を形成し、地域の活性化に寄与します。

【取組名】

- ◎小さな拠点事業の推進

3 計画の進行管理

本計画に基づく施策を計画的かつ実効性をもって推進するため、本計画の策定委員会委員を中心に、事業実施状況をPDCAサイクルに基づき、継続的に点検、検証を行い、柔軟性をもって改善し、計画の推進や福祉のまちづくりに向けた取り組みを進めていきます。



第3期湯梨浜町地域福祉計画（概要版）

発行 平成29年 3月
湯梨浜町 総合福祉課